

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

問い合わせ 生活福祉課臨時特別給付金担当(1階⑩番窓口) ☎985-4601



非課税相当収入限度額

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がない場合	93万円
配偶者・扶養親族(1人)	137万8,000円
配偶者・扶養親族(計2人)	168万円
配偶者・扶養親族(計3人)	209万7,000円
配偶者・扶養親族(計4人)	249万7,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204万3,000円

(1) 住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、日高市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※対象となる世帯には「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しました。必要事項を記入し、4月30日(土)までに返信してください。

※世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した人がいる場合は申請が必要となることがあります。担当までご連絡ください。

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が住民税非課税世帯と同様の事情(右表)にあると認められる世帯

※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」および「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要書類(収入が確認できる書類等)を添付して、9月30日(金)までに申請してください。

※(1)(2)いずれも住民税から課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※(1)(2)の両方に該当する場合でも、1世帯当たり10万円のみです。

市税の口座振替をご利用の人へ

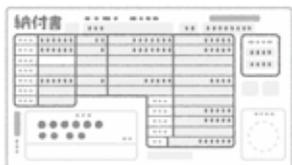
口座振替の登録は課税がなくなっても継続されます

市税の口座振替は、納税義務者ごと、税目ごとに登録され、課税がなくなっても継続されています。数年後に再び課税された場合に、思いがけず登録済みの口座から引き落とされることがあります。

下記の場合などは、口座登録の廃止または変更について収税課へご相談ください。

- 国民健康保険から社会保険に切りかえた
- 市税を夫(妻)名義の口座からの引き落としにしていたが離婚した
- 軽自動車を廃車し課税がなくなった
- 市民税・県民税が普通徴収から特別徴収(給与天引き)になった

※一定の期間、口座振替の実績がない場合は、通知せずに口座振替の登録を解除する場合があります。



納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください

納税証明書が発行できるまでに、口座振替後1週間から10日程度を要する場合がありますので、納税証明書がすぐに必要な場合はご注意ください。

軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書

軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書は、6月中旬以降に郵送します。5月、6月に車検のある人は、口座登録を廃止し、金融機関やコンビニエンスストアでの納付をお勧めします。



口座振替ができなかったときは

残高不足などで振替ができなかった場合、再振替はできません。納付書(口座振替不能通知書)を送付しますので、送付した納付書で納めてください。

問い合わせ

収税課収税担当(1階⑩番窓口)